

事業者向け
廃棄物処理の手引き
【概要版】

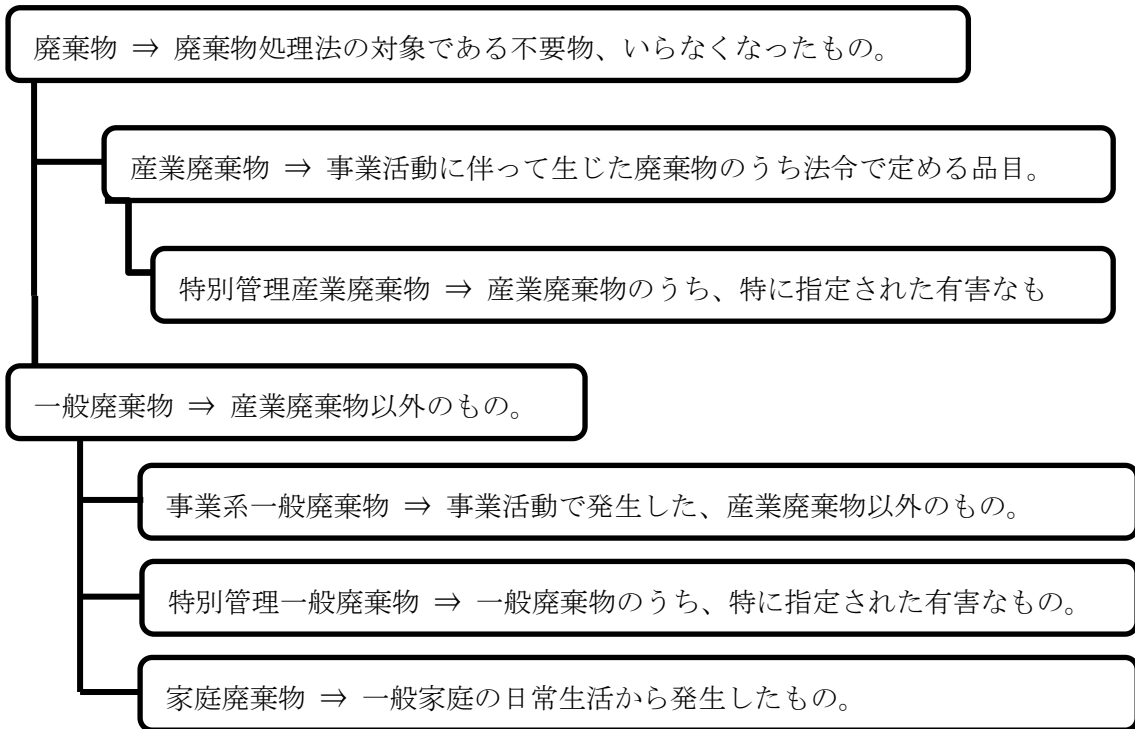


令和2年2月
西 東 京 市

第1章 事業系ごみとは

(1) 事業系ごみとは事業者が事業を行う上で排出されるごみ
(例) 野菜くず・木くず・社員の弁当がら 等

(2) 廃棄物処理法により、廃棄物は以下のように分類します。



※ 西東京市では一般廃棄物の中の家庭廃棄物のみの収集になります。

(3) 事業者の責務

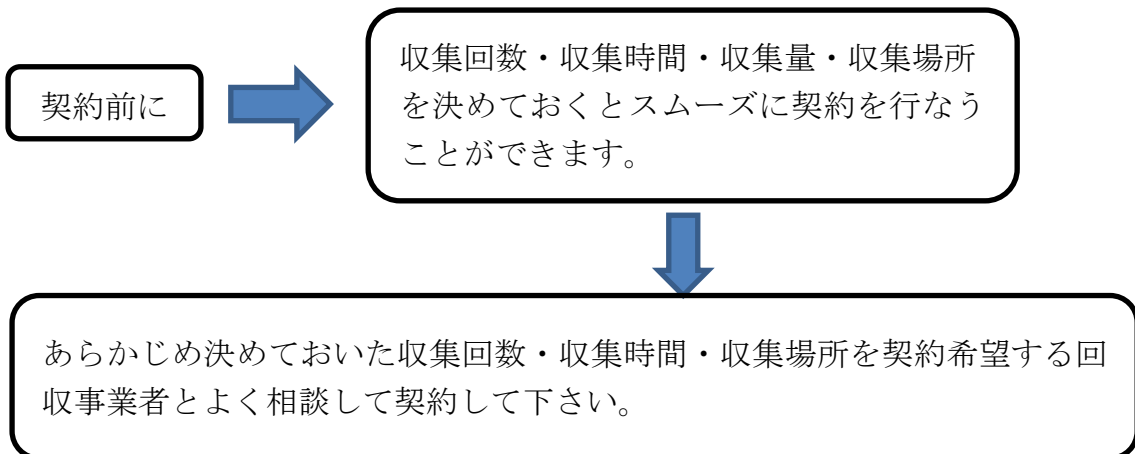
廃棄物処理法及び西東京市西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
第14条で事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物については自らの責任において処理しなければならないとあります。

(4) 事業系ごみの自己処理が原則

事務所、店舗など事業者から出たごみは「事業系ごみ」として処理しなければなりません。事業活動に伴って出るごみについては量や質に関わらず事業系ごみとなります。西東京市一般廃棄物指定収集袋で排出することはできません。また出されても連絡シールを添付して収集しない場合もございます。必ず一般廃棄物の許可を受けている業者と契約するか東久留米市の柳泉園組合（注1）に持ち込んでいただきますようお願いいたします。

注1 柳泉園組合に持ち込める事業系ごみは可燃ごみのみです。

- ① 柳泉園組合に直接持ち込む場合 ※事業系一般廃棄物可燃ごみのみ
東久留米市の柳泉園組合に直接持ち込む場合は柳泉園組合のはかりで検量をし、柳泉園に直接処理料金を支払します。
- ② 一般廃棄物収集運搬許可を所持している業者との契約
柳泉園に持ち込めない、自己処理できない場合については許可業者と直接契約していただくことになります。あらかじめ契約前に収集頻度、収集物等を決めておき、契約する必要があります。



第2章 事業系ごみの減量

(1) ごみの分別

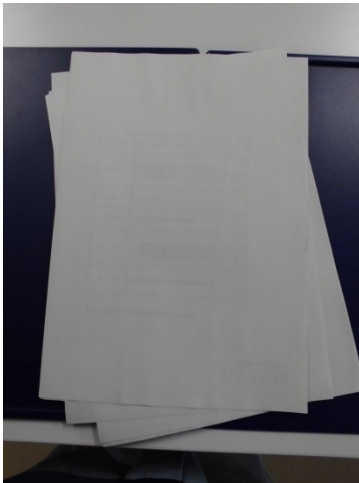
直接委託契約を締結している事業所に確認して下さい。ごみを出来るだけ資源化することにより経費の節約やごみの減量を図ることができます。

(2) 資源物の資源化

資源化できるものについてはその種類や質、量により資源物収集業者が安価で引き取りをする業者もあります。資源化の方法については収集業者や資源回収業者にお問い合わせください。

① 実際の雑紙類の分別

コピー用紙



雑紙



ダンボール



② 紙類にはなりません。

カーボン紙



- ・感熱紙
- ・ビニールコーティング用紙
- ・捺染紙
- ・感熱発泡紙
- ・臭いの強い紙

等

③ 生ごみの資源化

事業用の生ごみ処理機の使用や、しっかり水切りをすることにより可燃ごみの減量効果が期待できます。

④ 食品ロス（賞味期限切れの食品や食べ残しなど）

食品をあつかう事業者は出来るだけ賞味期限切れの食品や食べ残しをなくすことでごみの減量が図れます。食べきりサイズのメニュー等、食品ロスを減らす取り組みをしましょう。

☞ 事業系の食品ロス

日本国内では食品ロスが年間約 646 万トン発生しています。その内約 357 万トンが流通段階で賞味期限前に廃棄される食品や、飲食店における食べ残しなどです。

☞ 3010運動とは

宴会の始まり 30 分と宴会の終わり 10 分は席に座って食事を楽しみ、食べ残しをせずに食品ロスをなくす運動です。詳細については環境省のホームページをご覧ください。

☞ フードバンクとは

企業や個人から寄贈された食品を、支援を必要とする人や福祉施設などに無償で提供する。包装の破損した加工食品など、問題がないのに廃棄される食べ物の有効活用策でもある。2002 年にセカンドハーベスト・ジャパン（東京都）が始めた。農林水産省の 2016 年の調査では全国で 77 団体が活動している。

☞ フードドライブとは

家庭で余っている食品の寄付を募り、フードバンクなどを通して地域の福祉団体や施設、生活困窮者などに提供する活動。日本でも近年はスーパーマーケットやフィットネスクラブといった民間企業や自治体などが主催するフードドライブが増えており、認知が広がりつつある。

⑤ 機密文書のリサイクル

個人情報や機密が多く含まれる文書については燃えるごみで処理されている場合が多いです。機密文書のリサイクルを扱う古紙回収業者であれば安全にリサイクルができ、ごみの減量につながります。

(例) 古紙類収集業者 A 商会の場合

機密文書を回収 ⇒ ダンボール箱に入ったまま製紙メーカーに搬入
心配な場合は車に同乗して製紙会社に搬入するまで見学ができる。

機密文書のリサイクルについては以下の業者にご相談ください。

(お問い合わせ)

東多摩再資源化事業協同組合 （電話）042-395-9788

⑥ 廃プラスチックの処理

日本では海外に約150万トンの廃プラスチックを海外で処理をしています。しかし、海外に輸出ができなくなっているため、日本の廃プラスチックの行き場がなくなりつつあります。悪質な処理業者は不法投棄をしたり、有害物質を焼却したり、海に流失させており、深刻な環境問題が起きています。プラスチック製品を処分する際は適正な処理業者に処分をお願いするとともに事業所内でも廃プラスチックの削減をお願いします。

☞ マイクロプラスチック問題

5ミリ以下のとても小さなプラスチックのことをマイクロプラスチックといいます。プラスチックはペットボトルやレジ袋などが海などをたどり、波や砂にもまれたり、紫外線を浴びて、粉々になっていきます。また、小さくなくても変わらず、有害物質を吸着する特徴があります。そのため、魚などが食べてしまい、最終的に食物として私たちの口に入ることが問題になっています。このことから、各国でストローなどのプラスチックを使わない動きが進んでいるほか、レジ袋の削減についても取り組む必要があります。

※レジ袋は国民1人当たり年間約300枚を使用しています。(経済産業省発行「なっとく・知っとく3R」より)

発 行

西東京市みどり環境部 ごみ減量推進課

住 所 西東京市泉町 3-12-35 エコプラザ西東京内

電 話 042-438-4043